

大阪市障がい者施策推進協議会障がい者計画策定・推進部会
第2回ワーキング会議 議事録

日 時 : 令和5年5月23日(火) 午前10時から正午まで
会 場 : 大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室
出席委員 : 三田座長、井上副座長、芦田委員、大野委員、小澤委員、酒井(京)委員、
西委員、長谷川委員、星沢委員、溝上委員、山内委員

司会(障がい福祉課 和田係長) <開会、出席者紹介等>

三田座長

- ・ 議題1、次期計画「第2部、第1章 共に支え合って暮らすために」について事務局から説明をお願いします。

三浦障がい福祉課長

- ・ 前回のワーキングにおきまして委員の皆様より計画策定の作業に関しまして、今後の大阪市の具体的な方向性や取組みにつなげていけるよう要点を押さえたメリハリのある議論ができるようにとのご意見をいただいております。
- ・ そこで、次期計画におきましては、事務局案といたしまして、具体的な取組みを記載する部分につきましては、まずはじめに、その項目の全体的な考え方や方向性について記載する形式に変更させていただいております。

<議題1 資料1について 説明>

三田座長

- ・ 事務局からのご説明に関して、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

長谷川委員

- ・ 「啓発・理解促進」の現状と課題についてですが、身体障がいや知的障がいのことについて特に記載がなかったのは、十分啓発活動ができているという理由なのか、それとも、その部分がないだけなのか気になりました。最初の2ページの部分で精神障がいや発達障がいについては書かれていますが、知的障がいや身体障がいに関しても、学校などで啓発活動は進められてはいるものの、社会全般としてはまだ十分理解が浸透していないと思うので、項目に入れていただきたい。
- ・ また、6ページの「啓発の充実」のところにも、知的障がいと身体障がいについての項目がなかったが、知的障がいの方もご本人の困りごとというところでは、皆さんにわか

ってもらいにくいところがあるので、ご本人の困りごとを理解してもらえるような啓発活動をこれからも進めていただきたいなと思っておりますので、ぜひそういった項目を入れていただきたいと思います。

三浦障がい福祉課長

- この間の計画で、精神障がい、発達障がいといった個別の障がいについては、新しく取り組んでいかないといけない事項が発生したタイミングで、それぞれ追加してきたというようなこともあると感じております。
- 障がい理解という部分の啓発につきましては、まずは身体障がい、知的障がいの方の理解ということで進めてきたという認識で、記載内容にはもちろん含まれていると理解しております。
- 改めてご指摘いただきまして、身体障がい、知的障がいという表現がこの中に見えてこないというご指摘というふうに受けとめさせていただきました。
- 取組みはもちろんやっておりますし、これからもやっていくというところに変わりはありませんが、計画上の表現として、どのように落とし込んでいけるかということは工夫させていただきたいと思います。

芦田委員

- 資料1「啓発・理解促進」の2ページの3段落めの「特に精神障がいのある人は」というところについて、この部分は、前回もその前も全く同じ文章になっていますが、大阪府は令和3年10月から、大阪市障がい者施策推進協議会精神障がい者地域生活支援部会が開催されております。
- その中で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会の報告書を受けながら、大阪府として、どのように精神障がい者の支援をしていくかが検討されています。いろいろな検討がされている中でも、前年、その前と全く一緒でいいのかなと。
- 部会等で協議していることを受けて、大阪府の考え方、それから大阪府がどのように向かっていくのかも検討されています。私や大野さんもその中の委員ですので、そこが反映されるような内容に少し変更があってもいいのかなと思います。こころの健康センターの方も来られているので、意見をお聞きしたいところです。

吉田こころの健康センター精神保健医療担当課長

- ご指摘の通り、精神障がいの方にも対応した地域包括ケアシステムを構築していくべく、今、議論をいただいています。
- ご指摘いただいたように、精神障がいのある方が地域で安心して暮らしていただくための「にも包括」の考え方や理念といったものを加えて、現状を踏まえた形にしたいと思

っています。文章はまた検討させていただきたいと思います。

三田座長

- ・ 私はよくわからなかったのですが、例えば、どこに何を加えるというイメージでしょうか。

芦田委員

- ・ 精神科医療、家族が頑張るだけということではなくて、もう少し地域そのもので、保健や医療や福祉やそれから住まいのこととか、そういう重層的な支援が大切だよというのが、「にも包括」の基本的な考え方です。
- ・ その辺が、この文章の中には全然織り込まれていないし、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに基づいて、大阪市では、精神障がい者地域生活支援部会が障がい者施策推進協議会の部会として、令和3年10月から行われていて、いろんな形で検討もしていますので、そのあたりを織り込みながら、少し文言を考えてもらった方がいいのではないかとことです。

三田座長

- ・ それをこころの健康センターの方がやってくざると。

芦田委員

- ・ 一緒にさせていただきます。

大野委員

- ・ 精神障がいにとって非常に画期的なのは、この4月から高校の教科書に精神疾患のカリキュラムが入りますので、芦田さんも言われたように、安心して生活できる地域づくりに努めていく必要があるというところでは、教育界での今の動きも含めて、地域が受けとめるといった実際の動きにつなげていただいた方がいいかなと。
- ・ 非常に理念的に書かれていると思いますので、芦田さんがおっしゃったように、今の施策動向も含めた表現にしていだければと思います。
- ・ もう一つ、国連勧告の中で無期限の長期入院ということも指摘されておりますので、地域に帰ることのできる地域づくりも踏まえて、世界も日本も少し具体的に進んでいるということを入れていただければ、私たちにとってわかりやすいと思います。

三田座長

- ・ 日本が進んでいるってことを入れるのでしょうか。

大野委員

- ・ 世界的には遅れています。世界では 15 歳までに精神疾患の教育を終えています、やっと 15 歳になった高校生が保健体育で勉強するようになった。そのようなことも含めて、世界的には遅れているけれども、日本としては一歩進んだということを押さえたほうがいいのではないかなということです。

三田座長

- ・ 総論ですので、むしろ駄目だと言ってくれた方がはっきりする気がします。教育のことで、障がいについて小さいうちから触れてこないとか習ってこないという問題は、精神障がいだけではないと思います。特に精神ということはわかってはいますが、精神をあまりにも強調しすぎるのも、書きぶりが難しい。
- ・ 教育については、精神のことだけを書くのはどうかなという気が個人的にはしました。ただ、「地域づくりに努めていく必要があります」と何回も同じことを、こんな生ぬるいことを言って、というのは賛成です。
- ・ 一歩進んできているかという、私は進んでいると思わない。本当に集中的に取り組んでいかないと。「どの人にも関わることですよ」というのは、入れてもいいかなと思っています。「包括的な」というのは、この総論を読んだ市民の人がわかるかどうかというのがありますが、いかがでしょうか。思いはすごく伝わっていますが。

大野委員

- ・ 集中的にというのは、どういう意味合いでしょうか。

三田座長

- ・ 精神のことについて、ここの部分で長く書くのか、書きぶりだと思っています。
- ・ 国連の権利条約で言われていることは書いた方がいいと思いますが、それがここのかどうかは、全体を見てからかなと思います。

大野委員

- ・ 芦田さんもご指摘になりましたように、一般的で理念的で差し障りないことを書いていますが、日本がずれている状況で厳しいということ、大阪市が言っていただければそれは嬉しいです。日本が進んでいるとは言えませんが、教科書に載ってきたということは、私たち精神の障がいの家族からすると、他の障がいは支援学校というシステムができていの中で、精神は、教育の中では全くシステムがないので、ずれているけれども一歩進んだと、せっかく精神のことに触れていただいているので、私は書いていただければなと思います。いろいろな考えがあるとは思いますが。

三田座長

- ・ 支援学校の問題は権利条約の話題の一つでもありますので。書きぶりが難しいですね。ご意見をご検討いただくということでよろしいですか。
- ・ こころの健康センターの方が大きくなすいてくださったので、ありがとうございます。

井上委員

- ・ どこに入れるのがいいか迷いますが、推進協でも議論したことがある、集合住宅で障がい者が役員をするかしないかで事件が起こった時に、支援が行政的にできずに追い詰められた事例だとか、暮らしの場に対しての啓発をどう進めていくのかは課題になっていて、もう少し書きぶりを工夫していただきたい。
- ・ この計画をこうやって立てているが、障がいの部局しか知らない。住宅の部局などが全然理解をせずに、不幸な事件が起こってしまった状況もあることを踏まえて、啓発のところは、どんな形で普及していくのかについてこれからも工夫していくとともに、全部局に対して周知徹底が図れるようにというような書きぶりで捉えていただきたいと思います。
- ・ 特に騒音の問題は、「生活の場」のところで議論すればいいとは思いますが、行動障がいの人が常同行動を起こして、警察が来て、「挨拶に行ってください」というようなことを言って、結果的に転居せざるをえなくなったという状況がありました。
- ・ 障がい理解がどうなっているのか、住宅部局とか警察とか、いろんな部局がもうちょっと障がいの問題を理解できるような仕組みを作っていただきたい。
- ・ そのようなことがあった場合の相談の窓口として、行政も中に入るということも、ぜひ書き加えていただきたいなと思います。事件について議論したが、ここでは抜けているので。
- ・ 残念ながらそういう事態はたくさん起こっている。地域での暮らしでは、まず警察に苦情が行く。その時に警察がどんな対応をしているのかということでは、警察の人たちも、もう少し障がいの問題について理解をしてもらえるような取組みをしないといけないと思います。

三田座長

- ・ 3ページの最後のあたり、やまゆり園のように遠くで起こっているだけではなく、大阪市内でもなかなか解消されない地域課題があつて、痛ましい事件にも繋がっているということが感じられるということでしょうか。

三浦障がい福祉課長

- ・ 集合住宅での事件に関しましては、この計画にどのように反映するか、しないかも含めてかなり迷ったところではございます。

- ・ 第1章のはじめにやまゆり園の記載があり、集合住宅の件については頭をよぎりました。最終的に表現をしなかったのは、この計画は、市民の皆さんが見られるものですので、やまゆり園の事件もそうですが、市内の集合住宅の件につきましても、共通しているのはおそらく障がい理解の不足というところかと思っております、そういった意味では、身近な市民の方に関わる事件について書かせていただくことで、生々しい中身になってしまうということと、実際に関わった地域住民の方が見られる可能性もあるということを踏まえて、一旦表現をしなかったところです。
- ・ 先ほどご指摘いただいたように、直接そのことを書くということではなく、そういったことに象徴される障がいへの理解の不足から生じてきている様々な偏見や差別が、障がいのある方の暮らしにくさに繋がっているということを記載すればいいんだと、ご意見をお伺いして思いました。事件のことを具体的に書くのではなく、それを通じて起きている事象と、それに向けての対応として啓発にしっかり取り組んで、障がい理解を深めて、地域の共生も含めて取り組んでいくことかなと思いましたので、ご指摘いただいた3ページ目の最後や、関係部局への連携のところにつきましては、大阪市でも、関係部局が情報共有する場を定期的に持っておりますので、そこでしっかりと計画の内容について、他の部局に周知することも改めて重要であると、この計画を新たに作っていくタイミングで行うことの必要性も感じておりました、そこについても進めていくつもりですので、そういったことを踏まえて、内容について書き足ささせていただきたいと思っております。

井上委員

- ・ せっかくこういう計画を作っても、全市を挙げてとか、全体の行政担当者がそのことを意識してというようなどころができていない中で、問題について早期の対応ができなかったということもあるだろうと思うので。
- ・ まず、啓発するのなら、庁内、行政全体の中で、この計画をどう受けとめるかといったことについても強調しておいていただきたいなと思います。
- ・ ただ心配なのが、特に警察なんかがどこまでこの問題について理解しておられるのか、すごく不安なところがある。どうしても窓口になってしまう部分があるので。

三田座長

- ・ 今までもこういうご意見は結構出てきたのですが、ただ、書きづらいところがあるのですが、3ページの最後の2行の「関係機関」というと、本当に一部の福祉関係の機関だけみたいに捉えられるのが、違うかなという気は確かにします。
- ・ 大阪市の全部局と書くのは少し恥ずかしいかなと思ったりしながらも、その関係機関には、警察も精神のほうに関係していますし、病院など、あらゆる暮らしに関わる場所に、もっともっと理解が進んでいかないと、今起こっているいろんな悲しいことが減っ

ていかないだろうということが、皆さんの不安ということでしょうか。

- ・ 確かに事件がどこの区で起こったというのは書きづらいと思いますが、やまゆり園だけの話ではなくて、大阪市内でも、結構しんどいことが起こっている、或いはもう起こる寸前の状況で、親だけが抱えて面倒を見なければいけないと追い込まれて、いつ何が起こるかわからない現状があるというのも、皆さんからよく出ていた意見ですので、その辺をご理解いただいた上で、書きぶりがどこまでかという感じですね。
- ・ 意見を言っていただきました。ありがとうございます。他いかがですか。

山内委員

- ・ 2点あって、ひとつは資料6ページの「啓発の充実」のふたつ目の「・」です。市民、事業者、地縁団体、NPO、社会福祉法人などと書いてありますが、ここに地域活動協議会を加えていただくことが必要だと思う。
- ・ 地縁団体ではありませんし、大阪市も地活協についてはかなり重要視をされているということで、私も地元で入っていますが、そうしていただくと、我々も一緒になって考えやすいかなと思っていますので、ご検討いただければと。
- ・ もう1点は、12ページのホームページの件です。ホームページの改善はしていますが、なかなかわかりにくい。
- ・ ましにはなってきたのですが、より一層わかりやすいようにご検討いただくとともに、基礎調査の結果でも、情報を家族から聞くというのが一番多いと載っていますので、家族や支援者の方もわかりやすいような形で、ぜひお願いしたい。
- ・ また、記載はありませんが、「福祉のあらまし」の充実みたいなことも記載できればいいなど。私も困ったら辞書的に見たりして、役に立ちますので、これの改善も別のところでまた意見を言えたらと思っています。

三浦障がい福祉課長

- ・ 一つ目にいただきました地域活動協議会を啓発活動での連携先として加えていただきたいというご意見につきましては、地域活動協議会は今、地域の活動の中心として動いていただいているところもありますので、関係先とも調整しまして、追加という形にしていければと考えております。
- ・ あらましの充実につきましては、例えばこういった内容の充実があればいいかについてご意見があればお伺いさせていただきたいと思います。ホームページにつきましては、もっと見やすくなるようにというご指摘ということですのでよろしいでしょうか。

井上委員

- ・ ウェブアクセシビリティ方針って何ですか。

三浦障がい福祉課長

- ・ 内容的にはいろいろありますが、一つは読み上げソフトで対応できるような表現の仕方にするとか、言葉の使い方で、誰もがわかりやすいような表現にするとか、レイアウトや添付資料の工夫とか、そういった内容が様々盛り込まれているものでして、それに基づいて作っていくことで障がいのある方に情報を得ていただきやすくするというのと、障がいのない方にもわかりやすいページの作成に取り組んでいるというものと思っております。

井上委員

- ・ 皆さん知っているんですか。

三田座長

- ・ 私も知りませんでしたけど、知っていたか知らないかよりも、これがあるにもかかわらず見にくいホームページってどういうことかなという問題です。
- ・ 方針については知りませんでしたけど、とにかくどこを見たらいいかわからないということとはよく聞きます。障がいがあってもなくても同じかもしれません。
- ・ 「あらまし」について何かもしご意見ありましたら。「あらまし」については、また別の項目で話が出るということですが、計画に入れたいという話でしたか、あらましの充実をしたいという話でしたか。

山内委員

- ・ 載っていない気がするので、まず入れたうえで、充実しますみたいな文言を入れてもらえたらいいなということです。

星沢委員

(通訳)

- ・ 資料1 12 ページのわかりやすく情報を発信するということですが、大阪市こころの言語条例が出来てから結構時間が経ちますが、先ほど山内委員がおっしゃったように、文章がわかりにくい方もいらっしゃいますし、高齢のろうの方は、読んでもなかなか理解しづらいということがあると思います。
- ・ ホームページの中に、手話で説明をするところを入れていただいて、少しずつでも増やしていくという方向性はいかがでしょうか。

三田座長

- ・ 動画を貼り付けるということでしょうか。そういう市町村も増えてきています。

星沢委員

- 文章だけではわかりづらい。聞こえない方、特に高齢の方がいらっしゃいますので、それを手話によって説明していただくとわかりやすいということです。
- 手話による説明も、以降、増やしていただければ。そういった要望を持っている聴覚障がい者の方も多数おられます。

三浦障がい福祉課長

- ホームページにつきましては技術的なことですか、今の仕組みとしてどうできるかがあるかと思っております、担当部局の方にもご意見を伝えさせていただこうと思っております。
- この計画上にそういったことをやっていきます、ということに記載するのは少し難しいかなと思っております、今後情報アクセシビリティ法に基づいて、いろんな情報をどのように伝えるかということは、取り組んでいかないといけない課題だと思っておりますので、その一つとして、担当部局の方と話をしていきたいと思っております。

酒井委員

- 資料1の13ページ、「障がいのある人の情報通信機器の利用を促進するため、その使い方を学ぶ機会の確保に取り組みます」という文章を追加されたということですが、その下の「環境整備」に、「通信情報機器を利用できる環境や利用技術を習得する機会の制約から新たな情報格差が生じることなく」という同様の文章が記載をされていて、この違いがよくわからないのですが、ただ昨年の基礎調査では、そういうICT機器を使えない、使わない理由として、使い方がよくわからないという回答をした人が4割近くいましたので、使い方を学ぶ機会の確保はすごく大事だと思います。学校教育では子どもたちはタブレットやパソコンをわりと使っていますが、ある一定年齢以上の人は学ぶ機会が今まで全くなかったので、大阪市としては学ぶ機会を確保するというのも大事なことだと思いますが、具体的に何か考えられているということでしょうか。
- 例えば私どもの職業リハビリテーションセンターでは、30年以上ぐらい前のパソコンが出始めたころに、障がいのある人もITを使うということで、広く障がいのある市民にパソコン講習会のようなことをやっていたんです。そんなイメージで考えられているのか、ふわっと考えられているのかということをお聞きしたいなと思います。

三浦障がい福祉課長

- 具体的な取り組みとしましては、大阪市の中でも、情報通信機器としてパソコンをはじめとした使用方法の講座などを様々やっておりますので、そういったことを広めていくことが一つと、もう一つはそういった講座が開催されているという情報がなかなか届きにくい状況があるのではないかと考えておまして、市内の講座の開催状況の周知にも

取り組んでいきたいというふうに思って書かせていただいた部分です。

- ・ ご指摘いただきました「イ」の一つ目と重複した感じがあるということは改めて確認させていただきましたので、少し文言整理をさせていただきたいと思います。

芦田委員

- ・ 資料1 1ページ「2024年4月には、事業者による合理的配慮の提供の義務化を主な変更点として「障がい者差別解消法」が改正されます」というのは非常に画期的なことかなと思います。
- ・ 条例はあったにせよ、やっと法制化されたというところで、具体的にその部分をどうしていくのかということが何も書かれていませんので、今までのあいサポートみたいな形だけなのか。もう少し突っ込んで、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたんだよということを明確に大きく指針として打ち出していただければなというふうに思います。

三浦障がい福祉課長

- ・ 義務化に伴う対応としましては、事業者に向けての啓発を具体的に検討していくことは考えておまして、そういった部分を計画上も表現をした方がいいというご意見をいただきましたので、どの辺りに落とし込むかを含めて検討させていただいて、追加させていただきたいと思います。

三田座長

- ・ 公民かかわらず、ありとあらゆる場面で合理的配慮はもう当たり前になるんだという感じでしょうか。
- ・ 事実だけ書くのではなくて、だからこうするということがあったらいいかなということですよ。

西委員

- ・ 情報アクセシビリティのところ、わかりにくいホームページ等々の話がございましたが、僕たちが使うソフトは特殊なソフトでして、一般の方が普通に開くことができても、音声ソフトを使うことによって、普通のホームページが開かなかつたりとか、こちらからいただいている資料についても、PDFは開かない、エクセルも開かない。ワードにテキストデータにさせていただいて初めてメールで送っていただけるような状況になっています。
- ・ 先ほど少し耳にしたのが、パソコンについて、いろんな教育等をされているようだったので、それは全く知りませんでしたので、またそういう機会があったら教えて欲しいなと思いました。

三浦障がい福祉課長

- ・ 講座の周知につきましては、我々としても改めてどういったものがあるかについて知っていただくことに取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
- ・ ホームページの点につきましては、そういったご意見があったということも、担当部署に伝えさせていただきながら、ホームページは日々変わっていているところもありますので、そういったご意見も踏まえた改善になるように働きかけていこうと思っております。

大野委員

- ・ デジタルデバイド解消事業というのは、兵庫県なんかでは予算化して、家族会であるとかいろいろな機関で出来るようになってきているんですけども、大阪市はデジタルデバイド解消といった予算は、事業としてつけておられるのでしょうか。

三田座長

- ・ デジタルデバイド解消事業は大阪市ではどの部署が担当なんですか。

三浦障がい福祉課長

- ・ そのあたりも含めて確認させていただきたいと思っております。デジタルデバイド解消事業につきましては、次回、大阪市の現状をお答えさせていただきたいと思っております。

三田座長

- ・ 外国人とか障がい者だけではなく、いろんなところに関わることかと思っております。
- ・ 続いて、次期計画「第2部の第2章 地域での暮らしを支えるために」についてご説明をお願いします。

三浦障がい福祉課長

<議題2 第2部の第2章について 説明>

三田座長

- ・ ただいまの説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

大野委員

- ・ 資料2、12ページの「精神科病院における精神障がい者虐待への対応」について、この中で、通報を受けた場合の立ち入り検査や改善指導等だけでなく、虐待の未然防止や早期発見に取り組むと記載されていますが、虐待事件が起こる問題というのは、どの病院も年1回必ず実地指導を受けている、統計的には身体拘束も含めた630調査がある、

- ただ中身に対しての指導が全くされていない。部屋の数や患者の数といった文字で見える数字的な部分の指導がなされてきましたが、全国いたるところで虐待問題が起こっておりまして、大家連にも大阪市内、大阪府下の病院から内部告発文が届いております。
- その共通点は、やはり未然に防止する機能、システムが、実地指導だけでは不足だということですので、文章を逆転させていただいて、まず虐待の未然防止や早期発見に取り組めますといった後に、どういう機関が実際に動くのか、中身的な通常の精神科医療の指導に対してどこが取り組むのか、ここをまずきっちりしない限り、いつまでたっても全国いたるところで虐待が起こります。
 - 虐待防止法の中に、精神科病院をすんなり入れていただけなくて、精神保健福祉法上の通報ということで、第三者が普通の虐待防止委員会に通報できるというシステムから外されている。日本の精神科病院の強い意向によって第三者による介入が非常にしづらいシステムに後退している。
 - この文章で、障がい者虐待防止の対応ということで、どういう機関がここに関与するのかということも明記していただかないと、いつまでたっても解決しません。
 - 明後日、みんなネットでも滝山病院問題について理事会で話題にするところで、みんなネットとしても態度表明がきっちりできているとは言えないので、近畿ブロックから、厚生労働省に抗議文及び各担当課に回答を求めているところなんです、やはりこの辺りを具体的な書きぶりにしていただきたいなということが一つあります。
 - それからもう1点、長居スポーツセンター建て替え問題ですが、東住吉区の早川福祉会館がそこに統合されると。
 - 「にも包括」にもありますが、地域で障がいを見ていくということになりますと、早川福祉会館は当事者たちが1階でレストランもやっている、それから無料で会議ができるという機能もある。当初の早川さんのご意志があったわけですが、なぜそこがスポーツセンターに統合されなければいけないのかという辺りを含めて、書面で陳情をあげております。まちづくりという意味では、統合、合理化、効率化という考え方を少し改めていただいて、地域の中で、家族や当事者が集まれる場というものを充実させていただきたい。
 - 早川福祉会館も10年もすれば建て替えになるということをおっしゃるけれども、それだったら補修しながら、例えばWi-Fi機能も充実させるであるとか、そういうことも含めて、地域で集える場の重視ということをお願いしたいなと思います。

三田座長

- 後半の長居と早川の問題は、計画というよりはもう少し根本的な話としての問題提起ということでよろしいですか。計画に落とし込んで書くのは難しいところもあるかなと思います。

大野委員

- ・ これは私たち家族会の解釈ですけれども、地域に集える場を残して欲しい。効率的に統合するという考え方は、福祉の世界では改めていただくというのが前進じゃないかなというふうに思っています。

三田座長

- ・ ここで書くかどうかはともかく、そういうご意見ということで。
- ・ もうひとつが12ページの「カ」のところですね。「カ」のところの書きぶりを、今まで閉鎖的で実態がわかってきていないけれど、やまゆり園と同じぐらい滝山病院問題が大きな事件になっているので、まず虐待の未然防止や早期発見に取り組むということを行った上で、何か書きぶりをということですかね。

芦田委員

- ・ このことについて厚労省から令和5年1月17日に事務連絡として再度通知が出されて、虐待防止、早期発見、再発防止の適正な指導監督の実施に努めること、ということと、入院患者に対する虐待が強く疑われる緊急性が高い場合には、予告なしに精神科病院に実地指導をすることができるというようなことが書かれている。
- ・ ここがすごく大事なところかなと思います。ここまで書いてもらっているのであれば、虐待の疑いがある場合は、予告なしに実地指導に入りますということも入れていただきたいと思います。国はそういう形で通知が出されているので問題ないかなと思います。

三田座長

- ・ 今の2人のご意見についてどなたかお願いします。

長尾副主幹

- ・ まず、精神科病院における精神障がい者虐待への対応についてですが、年1回の実地指導では、書面での指導だけではなく指定医と職員が出向いて、医療機関への指導を行っておりますので、その時に、より具体的な指導内容になるようにというあたりは、今後も引き続き取り組んでまいりたいと思っています。
- ・ また、精神科病院の療養環境については、大阪府・堺市と共同で実施している療養環境検討協議会の場において、今はコロナ禍で療養環境サポーターの活動が少し行えていない状況ではありますが、今後再開すれば、そういった活動も踏まえて、大阪府下の精神科病院の療養環境の改善に向けた取り組みを行っていきたいと思っていますし、そういった療養環境サポーターの活動ですとか、来年4月から新たに始まります入院者訪問支援事業において、病院関係者でない第三者が病院の中に入っていき機会を増やすことで、虐待の未然防止或いは早期発見に繋がるものと考えております。

- ・ 虐待の早期発見に関して、予告なしに実地指導を行うことができるという記載については、持ち帰って検討させていただきたいと思います。

芦田委員

- ・ 実地指導、指導監督に行かれるということですが、その際に入院患者さんの声をぜひ聞いていただきたいと思います。書面とか、先生やワーカーさんだけではなく、入院されている患者さんの生の声、病院がこの患者さんたちに聞いてくださいと指定してくる場合があるので、そうではなく、その病棟を回っていただいて、寝ている方でもお声かけができるなら、そういう方にも声をかけていただきたいと思います。
- ・ ここは認知症病床だから言っても仕方がないというような決め付けをしないで、広くいろんな入院患者さんの声を聞いていただいて、それを踏まえてトータルでどうなのかというようなことを考えていただきたいし、そこに虐待の芽がないのかというようなことで、早期発見をしていただきたいなというふうに思います。
- ・ 入院患者に対する虐待が強く疑われる緊急性が高い場合は予告なしに、ということについては、大阪市はそんなに病院もないし、ぜひ大阪市が率先して書いていただければなと思います。

長尾副主幹

- ・ 実地指導の際の入院患者さんとの面接に関しましては、その場でこちらが指定した患者さんと面接ができるのかといった、その辺りの詳しいことは担当者とも検討したいと思います。
- ・ 再度になりますが、「カ」の予告なしの実地指導に関しての記載については、もう一度検討させていただきたいと思います。

三田座長

- ・ 今までの指導では「こぼれていた」ということが前提の話で、もう一步、何か書いていただきたいという思いはあります。書きぶりとして、いきなり予告なしに行きますとは書けないと思いますが、身のあるというか、改善指導というか、地域移行にも関わってくることで、諦めてしまって何も意思表示できないような人も作られてしまっているの、そういう人への働きかけというところを、療養サポーターや当事者のピアだけに任せていいのかという問題があります。

井上委員

- ・ 認識として、大阪市としては、虐待はあるというふうに一定認識をしているのか。それとも法律がこうなっているから、こういう書きぶりでないといけないということなのか。
- ・ 具体的な施策として、どのような方向でこの問題に対処していくのかというのは、きち

んと書くべきではないかなと思うのですが。実態として、あまりそういう実態は把握できていないということですか。

長尾副主幹

- ・ 精神科病院における虐待の事実は、今把握しているものはないです。
- ・ ただ、もちろん絶対はないとは言い切れないと思っていますので、今回こういった法改正によってきちんとした位置付けもされましたので、大阪市としては、防止の取り組みプラス虐待を確認した時の対応について、きちんと取り組んでいきたいと考えています。

三田座長

- ・ 言い切れないのは重々承知の上ですが、虐待の芽を確認する前に、虐待の芽がもうちょっと出てきやすい手だてというのは今まで何か行っていなかったのか、などの質問もしたいのですが。

大野委員

- ・ 数字だけ帳簿だけでずっと監査してこられたと思うんですけども、患者の声を聞かないことには、いつまでたっても、何回やっても、虐待はなくならないと思います。
- ・ NHKスペシャルで松沢病院のドキュメンタリーがあった。保健所が来て、中でドンドンドンドンと、患者が聞いて聞いて、と言うんだけど、知って通り過ぎていく。東京都に実地指導の中身を開示してくれと言ったら、病院にご迷惑がかかるからしませんと。
- ・ 保健所が実地指導を誰のためにやっているのかということも、もう一度立ち返って考えていただきたい。病院に迷惑をかけないように実施指導をするんだったら、虐待を育むためにやっているんだなというふうに思います。ぜひよろしくお願いします。

酒井委員

- ・ 資料2の20ページで、日中活動系サービスの中の就労系サービスのことについて、2つ書かれているのですが、おそらく前回の計画をベースに、それを更新しておられると思いますが、ここ3年間で随分就労系サービスは様変わりをしています。大阪市は就労移行支援や就労継続支援A型は全国の中で一番多い状況にありますが、就労継続支援B型もどんどん増えている状況。
- ・ その質の向上ということについて、A型にフォーカスされて書かれていますが、今や就労系サービス全般にいえることかなと思っています。
- ・ ですので、上から2つ目の「さらに、就労継続支援A型については」というところは、就労移行・就労継続・就労定着といったすべての就労系サービスについて記載されている19ページの一番下のところに続けて、「また…」ということで、質の向上の文章を付け加えていただきたい。

- ・ あと、その一つ上の就労系障がい福祉サービスアセスメントシートについて、これは8年前に大阪市として作成したシートですけれども、私の知る限りあまり活用されていないと思いますので、ここに書くのであれば、もっと活用していただけるように、例えば事業所指定や実地指導の際にこれについて説明することも必要ですし、就労選択支援事業ができることによって、就労のアセスメントが、ここ数年でまた大きく変わると思うので、これを使うことをベースにするのかどうかも含めて、もう一度検討する方がいいのではないかと考えています。

福原障がい支援課長

- ・ ご指摘のとおり、この3年間で就労系のサービス事業所は大阪市内で大幅に増加しているところがございます。サービス提供事業者の支援の質の向上でありますとか支援内容の適正化につきましては、ご指摘いただいたように、19ページの3つ目の「・」で、「支援がより効果的に行われるよう」という部分の「連携強化」のところ、合わせるかたちで文言を整理させていただきたいと思います。
- ・ アセスメントシートの活用の点につきましては、ご指摘のように、障害者総合支援法の改正で新たに就労選択支援のサービスが進んでくるといったところも踏まえまして、事業者の指導を担当している運営指導課とも連携しながら、取り組みのやり方であったり、今後の法改正の新しいサービスの進み具合も含めたところで、検討・修正をさせていただきたいと思います。

井上委員

- ・ 資料2の14ページの、生活支援に関する現状と課題のところについて、新型コロナの影響でどういう課題が出てきたのかということについては、総括して入れるべきだと思うので、そこは盛り込んでいただきたい。
- ・ もう一つは、資料2の18、19ページの居住系サービス等の充実のところですが、ここは環境整備の部分だけ書かれているが、強度行動障がいの問題については居宅の関係でも対応が難しいケースということもあって、わざわざそういった報告書ができて、そういうチームをつくれとか、いろんな提案もある中で、大阪市としてはどのような仕組みを作っていくのかということについて少し触れていただきたい。

福原障がい支援課長

- ・ **居住系サービスのところの強度行動障がいの方の支援につきましては、**資料2の19ページの上から2つ目の「また本市においては、強度障がいなど重度障がいのある人の受け入れを促進するため」ということで、もともとグループホームの設置を促進するための住宅改修の設置促進の補助をしていたのですが、グループホームの整備が一定進んできたということもあって、障がい支援区分の重度の方の受け入れをしていただく整備に

転換してきたところです。

井上委員

- ・ 体制とか人材育成といったところにも触れていただきたい。せっかく国ではそういう形で議論されているので。

福原障がい支援課長

- ・ 人材育成の部分については書き加えるのと、整備だけではなく人の支援として、強度障がいの方にグループホームへ入っていただくための入居前後支援ということで、当該受け入れグループホームに、人的な部分で配置していただけるような支援もしておりますので、そこは継続しているということも踏まえまして、新たに事業者の方での人材の育成というところの視点について、文言を検討させていただきたいと思います。

三田座長

- ・ 資料3について事務局から説明をお願いします。

三浦障がい福祉課長

<資料3 第1部修正案について 説明>

三田座長

- ・ 今のご説明についてご質問やご意見ををお願いします。

小澤委員

- ・ 全般的になんですが、これを全部読みまして、難病という言葉が出てきたのは1か所だけで、難病って全然頭に入ってないんだなというふうに、私は思います。
- ・ 大阪市との交渉は毎年のようにやっていますが、いつも心にこもらない返答ばかりで何一つ解決してきたことがないです。
- ・ **でも、コロナの中で、難病の私が知っている身近な役員さんやその他の人達の、十人足らずの人が亡くなっているんです。**命に直結するんですが、「障がい者」の中に入っていないんだなという実感を持っています。この辺りはどのように考えてくれているのかなと思っているんです。
- ・ 具体的にここの部分にということじゃなくても、難病者は、就活問題だとか、医療の薬を途切らすことができないとか、教育にかかわる問題があるんです。今まで大阪市とずっと交渉を続けてきたけれど、何一つ反映されてないな、と思っているわけです。

三田座長

- ・ 多分、難病のことを無視しているわけではない、という回答が来るだろうと思うのと、ここにはぜひ書いてほしいというところ、例えば「総論」の14ページに「多様なニーズに」っていうところがあって、高次脳機能障がいのことや、強度行動障がいのこと書いているんですが、「難病」ということを忘れずにどこかに入れて欲しいということでしょうか。

小澤委員

- ・ 障がい者と言っても、皆さんの認識としては、難病の人というのは、おもてから見ても全くわからない。だから、障がい者であり難病患者であるというふうな、例えば、目の悪い方でも膠原病やベチェットになったりとか、そういうように2つも3つも病気が重なってくるわけですから、そういう意味では難病だけじゃなくて、外的にも障がい者になるという、そういうことがありますので。

三田座長

- ・ わかりました。第一章の「啓発・理解促進」のところで、知的障がいや身体障がいの記載もないという意見がありましたし、団体として出席しているのに1個も書かれてないという印象を受けたということでしょうか。

芦田委員

- ・ 第1部第2章の計画の策定の8ページの「3 計画の対象」というところに、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病、その他といったかたちで入れるのはどうでしょうか。「その他の心身の機能の障がい」ということで入っているのかもしれないですが、やはり難病も障害者総合支援法の対象に入っているんで、ここに入れるのはどうでしょうか。

小澤委員

- ・ 大阪市の意識の中に、難病患者というものが頭に入っているのかどうかということが一番の問題なんです。

三浦障がい福祉課長

- ・ 三田座長からもいただきましたように、大阪市としては難病の方も、もちろん計画の対象として、障がい者施策の中で支援していく対象として認識しているところでございます。
- ・ 先ほど芦田委員からもいろいろとヒントをいただきましたし、また担当課とも相談させていただきまして、反映できる部分を検討させていただきたいと思っております。

三田座長

- ・ では議題の方は終わりましたので事務局にお返ししたいと思います。

司会 <事務連絡>

三浦障がい福祉課長 <あいさつ>

司会 <閉会>